



# 鳥取県公報

令和2年10月30日（金）  
号外第83号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥獣保護区の存続期間の更新（586）（緑豊かな自然課）・・・・・・・・・・ 2
	特別保護地区の区域の指定（587）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	特定猟具使用禁止区域の指定（588）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

# 告 示

## 鳥取県告示第586号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針
久松山 鳥獣保 護区	鳥取市丸山地内の県道伏野覚寺線と市道山の手通りとの交点を起点とし、同点から県道を北東に進み、市道丸山町7号線に至り、同市道を北東に進み、同市道の終点に至り、同点と八幡池堤防西端とを直線で結んだ線を北東に進み、同堤防の西端に至り、同堤防を北東及び南東に進み、同堤防の東端に至り、同所から市道覚寺13号線を北東に進み、市道覚寺円護寺線に至り、同市道を東方に進み、市道円護寺覚寺線に至り、同市道を南東に進み、市道天徳寺通りに至り、同市道を南西に進み、市道円護寺4号線に至り、同市道を南東に進み、鳥取市有林と耕地等との境界に至り、同境界を南東に進み、国有林コンクリート標1号に至り、同標から国有林と民有林との境界を東方、南方及び北方に進み、国有林石標454号に至り、同石標から長田神社参道を南西に進み、市道東町12号線に至り、同市道を南西に進み、市道山の手通りに至り、同市道を北西に進み起点に至る線により囲まれた一円の地域	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで	鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努める。  イノシシによる掘り起こし等の被害の発生状況や、特定外来生物であるアライグマの生息状況の把握に努める。これら野生鳥獣による被害の防止に必要と認められる場合には、鳥獣保護区内であっても有害鳥獣捕獲が可能であることを踏まえ、適切に対応する。  市街地に近接し、豊かな自然と歴史を併せ持つ区域であることから、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然散策や野鳥観察等の自然とのふれあい活動や、歴史も含めた環境教育の場として活用する。
湖山池 鳥獣保 護区	鳥取市湖山地内の県道伏野覚寺線と県道湖山停車場布勢線との交点を起点とし、同点から県道湖山停車場布勢線を南方に進み、市道古海高住線に至り、同市道を西方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を西方に進み、県道金沢伏野線に至り、同県道を北方に進み、市道湖岸線に至り、同市道を北方に進み、鳥取市伏野地内の農道に至り、同農道を北方に進み、県道伏野覚寺線に至り、同県道を東方に進み起点に至る線により囲まれた一円の地域	〃	鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。  鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、現場の巡視や、関係市町村、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

## 鳥取県告示第587号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、久松山鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 特別保護地区の名称  
久松山鳥獣保護区久松山特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域  
久松山鳥獣保護区の区域のうち、鳥取市東町二丁目104、132-1及び国有林千代川森林計画区旧城山国有林4林班い小班の区域（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき都市公園として設置された久松公園の区域を除く。）（面積59ヘクタール）
- 3 存続期間  
令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針
  - (1) 指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
  - (2) 指定目的  
久松山鳥獣保護区は、鳥取市の市街地東部に位置する久松山と本陣山を中心とした区域であり、鳥取城跡がある等歴史的にも重要な地域である。その植生は、スダジイ、タブノキ、ヤブツバキ等の照葉樹極相林を主体に、久松山山頂付近ではブナ林帯の植生も見られる。コナラ、イヌシデ、アベマキ、アラカシ等の二次林、スギ、ヒノキの人工林も混じり、狭い範囲に温帯の落葉広葉樹林から暖帯の常緑樹林までの植生が混在し、県内でも有数の多様な林相を形成する地域である。  
特に、当該鳥獣保護区の中でも久松山の南側及び西側斜面は、極相林又はそれに近い二次林となっており、多様な林相と人を寄せ付けない急峻な地形の結果、狭い地域に多様な鳥獣が生息し、また、鳥取東照宮（旧標谿神社）の周辺はモミが混交する特徴的なスダジイ林となっており、多様な鳥獣の生息地となっていることから、久松山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められる。  
以上のことから、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

鳥取県告示第588号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和2年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
河内川特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市気高町宝木地内の国道9号線と県道矢口鹿野線の交点を起点とし、同点から同国道を東方に進み、2級河川河内川右岸に至り、同川右岸を南方に進み、市道上光元下光元二本木線に至り、同市道を西方に進み、県道矢口鹿野線に至り、同県道を北方に進み、市道下坂本村内線に至り、同市道を北方に進み、県道矢口鹿野線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
北条川放水路特定猟具（銃器）使用禁止区域	県道羽合東伯線と北条川放水路左岸管理道との交点を起点とし、同点から同管理道を北方に進み、海岸線に至り、同海岸線を東方に進み、北条川放水路右岸管理道に至り、同管理道を南方に進み、国道9号に至り、同国道を東側に進み、町道北条北線に至り、同町道を南方に進み、県道羽合東伯線に至り、同県道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃

<p>大高特定猟具 (銃器)使用禁 止区域</p>	<p>米子市下郷地内の市道下郷4号線と佐陀川右岸の交点を起点とし、同点から同川右岸を南方に進み、精進川右岸に至り、同川右岸を南東に進み、県道淀江岸本線に至り、同県道を南東に進み、精進川左岸に至り、同川左岸を北西に進み、佐陀川右岸に至り、同川右岸を南方に進み、市道尾高河岡線に至り、同市道を南西に進み、佐陀川左岸に至り、同川左岸を北方に進み、市道下郷4号線に至り、同市道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>”</p>
<p>住雲寺溜池特 定猟具(銃器) 使用禁止区域</p>	<p>西伯郡大山町古御堂地区内の住雲寺溜池の湖面</p>	<p>”</p>
<p>中沢池特定猟 具(銃器)使用 禁止区域</p>	<p>西伯郡大山町押平地区内の中沢池の湖面</p>	<p>”</p>
<p>末用川特定猟 具(銃器)使用 禁止区域</p>	<p>鹿野町広木地内の県道鳥取鹿野倉吉線と市道広木線の交点を起点とし、同点から市道広木線を東方へ進み、末用川右岸農道に至り、同農道を南方へ進み、市道閉野法楽寺線に至り、同市道を南方に進み、鹿野町閉野427-1に至り、同地点を西方に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>”</p>